

(案)

年管企発0900第〇号
年管管発0900第〇号
平成99年9月9日

日本年金機構

事業企画部門担当理事 殿

事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業企画課長

厚生労働省年金局事業管理課長

厚生年金基金加入記録を有する被保険者記録の整備等において、被保険者種別の記録が相違し、厚生年金基金が支給する代行部分に係る給付の二重給付による過払い又は不支給が生じている場合の取扱いについて

厚生年金基金記録と日本年金機構で管理している国の厚生年金保険の被保険者記録（以下「国記録」という。）の突き合わせに係る事務処理に関し、被保険者種別が相違している場合の取扱いについて、今般、下記のような対応策を講じることとした。

については、日本年金機構において、これを踏まえて必要な対応策の検討を行い、当職に照会の上、速やかに実施されたい。

なお、被保険者種別が相違している場合、年金受給者においては、国と基金の双方から、同期間に係る厚生年金基金が支給する代行部分に係る給付を受けている二重給付による過払い、あるいは、当該代行部分に係る給付をいずれからも受けていない不支給が生じていることから、調査に基づき記録を訂正し、本人に事前に通知した上で裁定の訂正を行うこととしたので、その趣旨を十分踏まえて適切に対応されたい。

記

- 1 厚生年金基金又は企業年金連合会から被保険者記録の調査依頼があった者のうち、調査の結果、国記録に係る被保険者種別が事実と相違し、誤っていることが判明した者については、被保険者種別を訂正し、次のとおり通知等を行うこと。

なお、この場合の被保険者種別が誤っている国記録とは、「厚生年金基金加入員でなかったにもかかわらず、当該期間が厚生年金基金加入員の種別となっている国記録」、又は「厚生年金基金加入員であったにもかかわらず、当該期間が厚

生年金基金加入員でない種別となっている国記録」をいう。

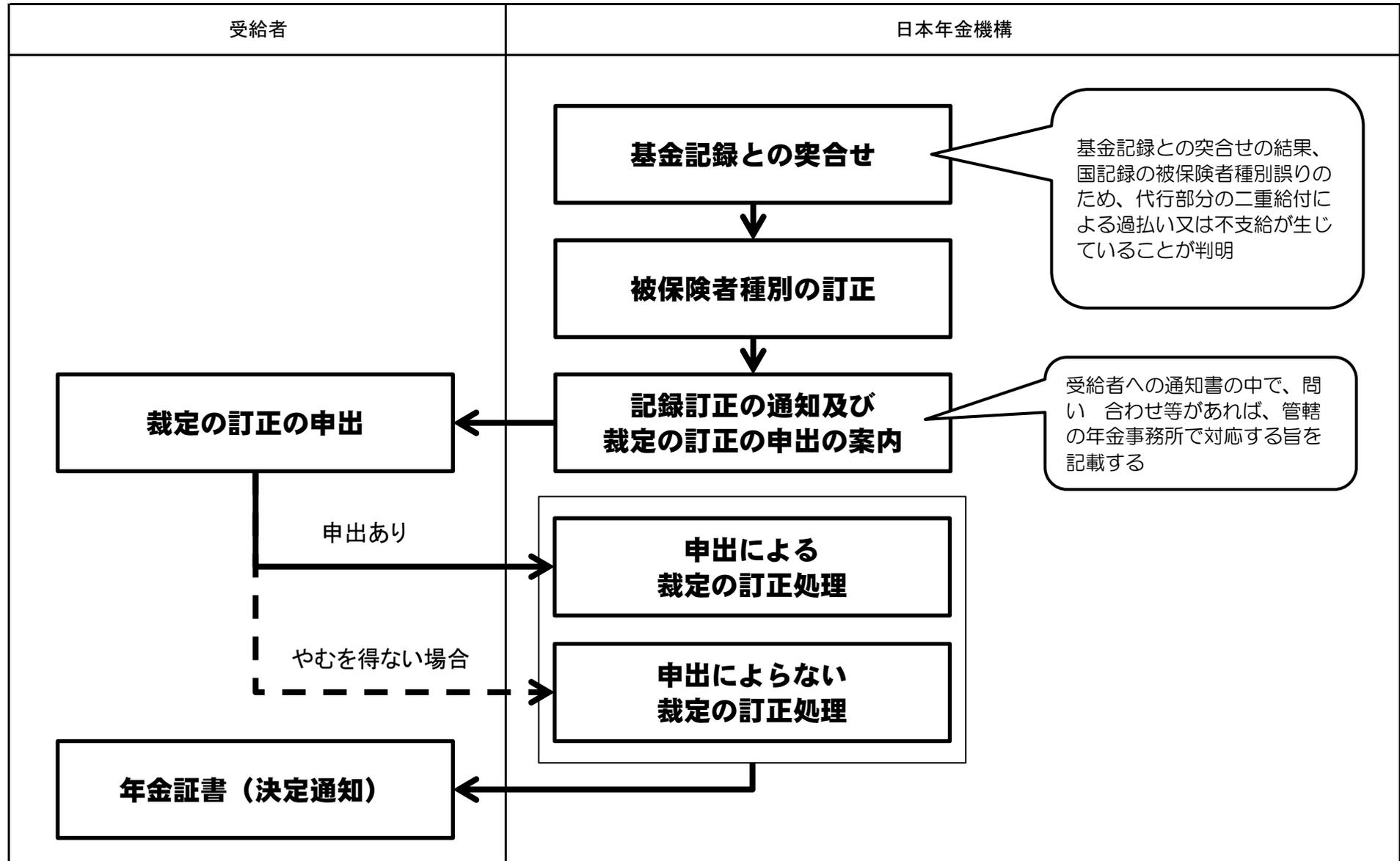
- ① 年金受給者については、本人に対し、被保険者種別の訂正を行ったことを通知した上で、裁定の訂正手続きを行うこととする。なお、被保険者種別訂正を行ったことを通知する際は当該訂正に関する問い合わせ等があれば管轄の年金事務所で対応を行うこと、また、裁定の訂正に係る申出をされるよう案内すること等の措置を講じられたい。ただし、一定期間を経過しても裁定の訂正に係る申出がされない等やむを得ないと認められる場合には、速やかに日本年金機構において裁定の訂正を行うこと。

また、裁定の訂正を行った結果、給付の過払いが発生する場合には、当該過払い額の返還を求めるとともに、被保険者種別の訂正に伴う事業主への保険料の還付等が必要となった場合には、適切な措置を講じること。

- ② 被保険者については、本人に対し、被保険者種別の訂正を行ったことを通知すること。また、当該訂正に伴う事業主への保険料の還付等が必要となった場合には、適切な措置を講じること。

- 2 本取扱いの実施に当たっては、関係の受給者、被保険者、事業主等に対し、十分かつ丁寧な説明を行うとともに、相談対応に万全を期すよう配慮すること。

代行部分の二重給付による過払い又は不支給事案に係る機構の取扱い（案）



（注）受給者、被保険者、事業主等に対し、十分かつ丁寧な説明を行うとともに、相談対応に万全を期すよう配慮することとする。